

食中毒の発生について

川崎市高津区内の飲食店を原因施設とする食中毒が発生したのでお知らせします。

1 概要

令和3年2月23日（火）午後3時40分頃、「本日、家族で区内の飲食店を利用した際、家族が店内でデキャンタにより提供された水を飲んだところ、塩素の臭いとのどに焼けたような痛みを感じ、医療機関を受診した。」との連絡が川崎市保健所がありました。

これまでの調査の結果、当該施設において当日提供された水の残品から2月24日（水）に残留塩素が2,400mg/L*以上検出されたこと、患者の症状と発症の経緯が高濃度の残留塩素を含む水の摂取によると考えて矛盾がないこと、2月23日（火）に当該施設を利用している別の客も同様の症状を呈していることが判明しました。また、患者を診察した医師から食中毒の届出があり、これらのことから本件は、当該施設における消毒薬の不適切な管理が原因であると考え、施設に対し再発防止を指導するとともに、当該施設を原因施設とする食中毒事件と断定しました。

〔※参考：川崎市の水道水の残留塩素濃度は、季節や配水区域によって異なりますが、0.3mg/L～0.7mg/L程度です。〕

2 有症者数

2人（1人は受診したが入院はせず、全員快方に向かっています。）

3 発症日時（初発）

令和3年2月23日（火）午後1時00分頃

4 症状

吐き気、のどの痛み、頭痛

5 病因物質

化学物質（次亜塩素酸ナトリウム）

6 原因施設

名 称 ○○○○○○○○

所在地 川崎市高津区○○○○○○○○○

営業者 ○○○○○○○○

業 種 飲食店 一般食堂

7 原因食品

令和3年2月23日（火）に当該施設において提供された水

8 措置

- (1) 消毒薬の適正管理を指導（令和3年2月23日（火））
- (2) 営業停止処分1日間（令和3年2月25日（木））
- (3) 従事者に対して衛生教育を実施予定

川崎市内の食中毒発生状況（本件を含みます。）

	件数	患者数	死者数
令和3年1月1日～2月25日現在	1件	2人	0人
令和2年 同時期	2件	22人	0人
令和2年1月～12月	7件	121人	0人

《残留塩素とは》

残留塩素とは、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬の使用により水中に残留した有効塩素のことで、殺菌効果がありますが、高濃度の残留塩素を含む水を摂取すると、のどの痛みやおう吐等を引き起こします。

《消毒薬を使う場合の注意点》

- 1 消毒薬を小分けして保管する場合は、内容物を明示する。
- 2 消毒薬は、食品とは別の場所に保管する。
- 3 誤って消毒中の食器等を使用しないようにするため、食器等を消毒する場合は消毒中であることを明示する。

川崎市健康福祉局保健所食品安全課 課長 角（すみ）

電話 044-200-0198

FAX 044-200-3927